

第1回教育委員会会議

令和8年1月27日
午後2時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

- 議案第2号 東小橋小学校・大成小学校・中道小学校の学校再編整備計画の
策定について

東小橋小学校・大成小学校・中道小学校 学校再編整備計画(案)

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり東小橋小学校・大成小学校・中道小学校にかかる学校再編整備計画を策定する。

記

1 学校再編整備の対象校

- ・東小橋小学校
- ・大成小学校
- ・中道小学校

2 学校適正配置の手法

東小橋小学校、大成小学校、中道小学校を統合

3 活用する学校施設及び改修等の計画

- ・中道小学校の校地(大阪市東成区玉津1丁目)
- ・校舎等の増築及び既存校舎を活用(教室改造等を含む)

4 学校適正配置の時期

令和14年4月（中道小学校の施設整備完了後）

5 学校再編整備後の通学路と安全対策

- ・通学路(案)は別紙のとおり
- ・新たな通学路等、児童の安全確保については、学校適正配置検討会議において意見聴取のうえ、警察や道路管理者等の関係先と協議し、必要な対策を実施する。

6 当該学校の児童数及び学級数の推移

(※令和7年5月1日現在。児童数は特別支援学級の児童数を含む。学級数は特別支援学級を含まない。なお、令和14年度の小学校1年生の推計に必要となる、令和8年度の0歳児については、令和7年度の0歳児と同数としている。)

(1) 東小橋小学校について

- ・令和7年度は、児童数 74 人、6学級。今後は、児童数70人程度、5、6 学級で推移する見込み。

(東小橋小学校の児童数・学級数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和7年度	74人	6学級	9人	5人	15人	14人	15人	16人
令和8年度	70人	5学級	12人	9人	5人	15人	14人	15人
令和9年度	66人	5学級	11人	12人	9人	5人	15人	14人
令和10年度	66人	5学級	14人	11人	12人	9人	5人	15人
令和11年度	66人	5学級	15人	14人	11人	12人	9人	5人
令和12年度	71人	6学級	10人	15人	14人	11人	12人	9人
令和13年度	75人	6学級	13人	10人	15人	14人	11人	12人
令和14年度	76人	6学級	13人	13人	10人	15人	14人	11人

(2) 大成小学校について

- ・令和7年度は、児童数 165 人、6学級。今後は、児童数 150 人から 160 人程度、6、7 学級で推移する見込み。

(大成小学校の児童数・学級数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和7年度	165人	6学級	20人	21人	25人	35人	26人	38人
令和8年度	157人	6学級	31人	20人	21人	25人	34人	26人
令和9年度	160人	6学級	29人	31人	20人	21人	25人	34人
令和10年度	162人	7学級	36人	29人	31人	20人	21人	25人
令和11年度	153人	7学級	16人	36人	29人	31人	20人	21人
令和12年度	157人	7学級	26人	16人	36人	29人	30人	20人
令和13年度	164人	6学級	28人	26人	16人	35人	29人	30人
令和14年度	161人	6学級	28人	28人	26人	16人	34人	29人

(3)中道小学校について

- ・令和7年度は、児童数 192 人、7 学級。今後は、児童数190人程度、7から9学級で推移後、170人程度、7 学級で推移する見込み。

(中道小学校の児童数・学級数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和 7 年度	192 人	7 学級	22 人	38 人	35 人	32 人	38 人	27 人
令和 8 年度	194 人	8 学級	28 人	22 人	38 人	35 人	32 人	39 人
令和 9 年度	185 人	7 学級	29 人	28 人	22 人	38 人	35 人	33 人
令和10年度	191 人	9 学級	38 人	29 人	28 人	22 人	38 人	36 人
令和11年度	186 人	8 学級	30 人	38 人	29 人	28 人	22 人	39 人
令和12年度	177 人	7 学級	30 人	30 人	38 人	29 人	28 人	22 人
令和13年度	176 人	7 学級	20 人	30 人	30 人	38 人	29 人	29 人
令和14年度	168 人	7 学級	20 人	20 人	30 人	30 人	38 人	30 人

(4)学校再編整備後的小学校の児童数及び学級数の見込み

- ・学校再編整備時の令和 14 年度には、児童数 460 人の 17 学級になる見込み

(学校再編整備後の児童数・学級数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和14年度	460人	17学級	74 人	74 人	75 人	67 人	96 人	74 人

7 その他

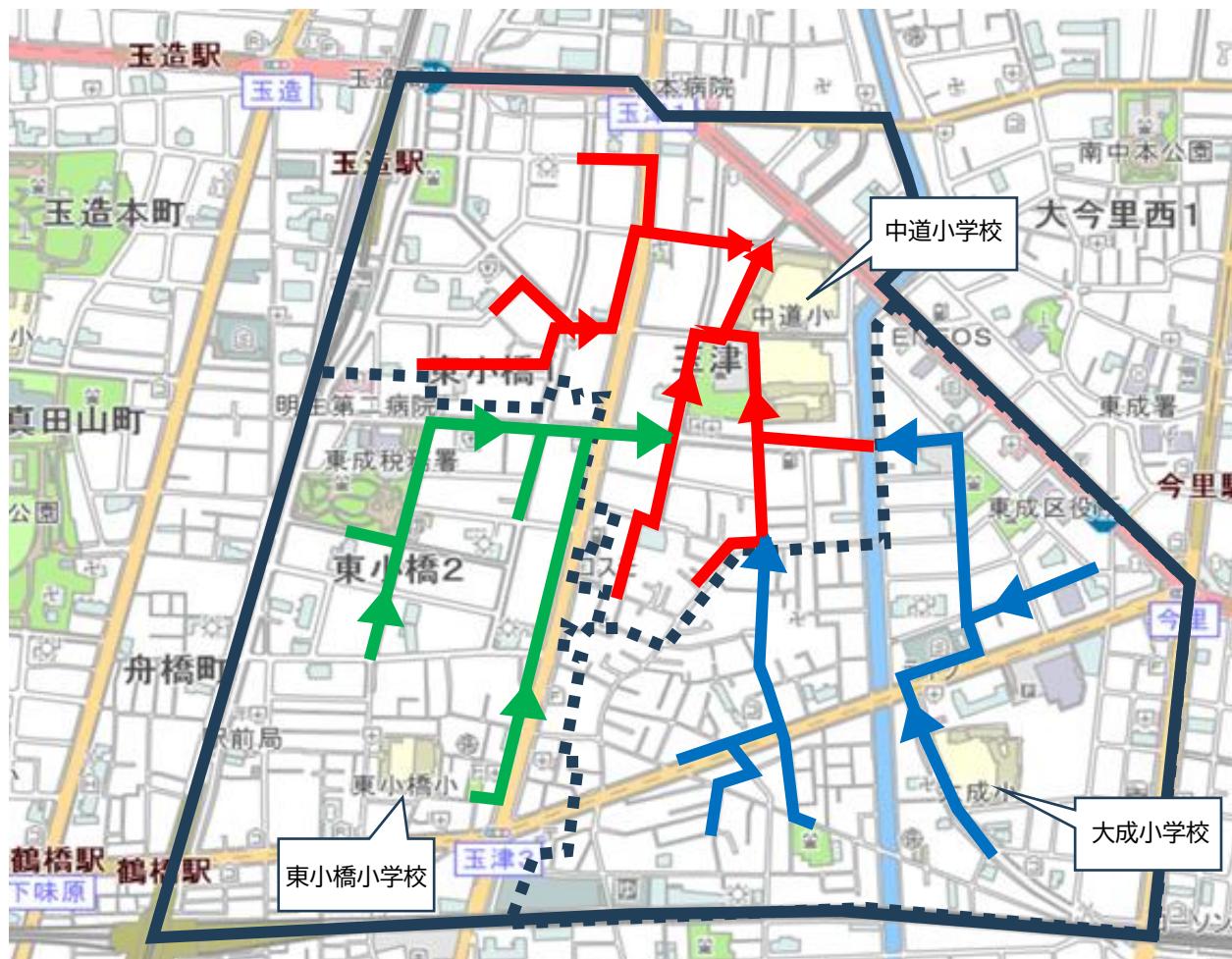
(1) 統合前後の学校運営等について

- ・統合を円滑に進めるため、合同行事などを通じて児童、教員の相互交流を図るとともに、教員間において、統合後の学校における教育方針や教育内容について話し合うなど各学校間の連携を強化していく。
- ・各学校においてこれまで培ってきた取組、文化等を統合後の学校に継承、発展させていく。

(2) 学校適正配置検討会議で意見聴取する事項等について

- ・本計画に関すること、学校名、校章、校歌、標準服その他必要な事項について、意見を聴取する。
- ・統合時に、新たな物品(標準服等)が必要な場合は、教育委員会が用意し、保護者に過度な負担を与えないよう配慮する。

再編整備後の通学区域図



【凡例】

- 東小橋小学校・大成小学校・中道小学校統合後の通学区域
- 現在の通学区域境界
- 現中道小学校通学区域からの通学路
- 現大成小学校通学区域からの通学路
- 現東小橋小学校通学区域からの通学路

【参考】

大阪市立学校活性化条例(抜粋)

(小学校及び中学校の学級数の適正規模の確保)

- 第 16 条 教育委員会は、小学校及び中学校(いずれも本市の区域外に所在するもの及び規則第 56 条(規則第 79 条において準用する場合を含む。)の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。)の学級数(特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。)の規模を適正規模(児童及び生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校及び中学校の学級数の規模をいう。以下同じ。)にするよう努めなければならない。
- 2 適正規模は、小学校にあっては学級数が 12 から 24 まで、中学校にあっては学級数が9から 24 までであることとする。
- 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校又は中学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの(中学校にあっては次の各号のいずれかに該当するものに限る。)について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画(以下「学校再編整備計画」という。)を策定しなければならない。
- (1) 学級数が6を下回る中学校であって今後も6以上となる見込みがないと教育委員会が認めるもの
- (2) 前号に掲げる中学校以外の中学校のうち教育委員会規則で定めるもの
- 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校又は中学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、当該学校再編整備計画に係る小学校又は中学校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。
- 6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かなければならない。
- 8 前2項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、適正規模の確保に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則(抜粋)

(学校再編整備計画)

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 適正配置対象校、適正配置関係校又は第2条第2項に規定する学校の学級数及び児童生徒数の推移並びに今後の見込み
- (2) 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の学級数の規模を適正規模にするための方法
- (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
- (4) 学校再編整備計画実施後の小学校の通学路及び通学路の安全対策
- (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

- 2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、小学校においては2キロメートル以内、中学校においては3キロメートル以内とする。ただし、児童生徒が学校教育法施行令第5条第2項に定める就学すべき学校の通学区域以外から通学する場合は、この限りではない。
- 3 適正配置対象校の統合の相手方となる小学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共に通する通学区域を有する中学校の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している小学校とする。適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する小学校についても、同様とする。
- 4 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の統合の相手方となる中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校についても、同様とする。
- 5 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの学校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- 6 学校再編整備計画の実施の時期は、学校施設の整備計画等を勘案し、最短となるように策定しなければならない。
- 7 学校再編整備計画の策定は、速やかに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる学校の学校再編整備計画は、学級数及び児童生徒数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。
 - (1) 第3条第1項第1号から第5号まで又は第3条第2項に区分される学校のうち就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校
 - (2) 第3条第1項第6号に区分される小学校
 - (3) 第3条第1項第1号から第5号まで及び第3条第2項に区分される学校のうち教育委員会が特別の事由があると認める学校
 - (4) 第2条第2項に規定する中学校